

**令和4年度
第1回 加賀市地域公共交通会議
第1回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会**

日時 令和4年6月30日（木）

午前10時00分から

場所 市民会館第2会議室

1 開 会

2 議 事

〔【会議】 ⇒地域公共交通会議関連の議事
【協議会】 ⇒地域公共交通活性化・再生協議会関連の議事〕

| | 資料頁 |
|---|------|
| ・ 現在(R4.4.1)の地域交通体系について | … 2 |
| ・ 令和3年度 地域公共交通の利用状況について | … 3 |
| (1) 令和3年度 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会 事業報告及び歳入歳出決算について【協議会】 | … 4 |
| (2) 令和4年度 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会 事業計画及び歳入歳出予算について【協議会】 | … 7 |
| (3) キャンバスの路線の改定について【会議】 | … 9 |
| (4) 「加賀市地域内フィーダー系統確保維持計画」（案） について【協議会】 | … 14 |
| (5) 加賀MaaSアプリのリリースについて【会議・協議会】 | … 32 |

3 報 告

- (1) 加賀市地域公共交通会議の要綱改正について
- (2) 加賀市地域公共交通計画の策定について

4 閉 会

令和 4 年度
第 1 回 加賀市地域公共交通会議
第 1 回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

資 料

日時：令和 4 年 6 月 30 日（木）午前 10 時 00 分～

現在の地域交通体系

【路線バス 温泉山中線】(一)
 【路線バス 吉崎線】(一)
 【路線バス 山代大聖寺線】(一)
 【路線バス 温泉大聖寺線】(一)

○運行主体：加賀温泉バス(株)
 ○便数：温泉山中線 42 便 吉崎線 8 便
 山代大聖寺線 11 便 温泉大聖寺線 10 便

○経路
 温泉山中線：(柏野)～山中温泉～河南～山代～温泉駅
 吉崎線：塩屋～大聖寺～南郷～温泉駅
 山代大聖寺線：(山中温泉)～山代～上河崎～大聖寺
 温泉大聖寺線：大聖寺～松が丘～温泉駅
 ○運賃：区間運賃制

【路線バス 温泉片山津線】(一)

○運行主体：加賀温泉バス(株)
 ○便数：10 便
 ○経路：温泉駅～片山津温泉～石川病院～湖城団地～温泉駅
 経路は市内初の一部循環
 ○運賃：区間運賃制



【のりあい号（乗合タクシー）】

○運行主体：加賀市
 ○運行エリア：市内全域を 3 つのエリアと共通エリアに分けて運行
 エリア①：大聖寺、橋立、塩屋、三木、三谷、南郷
 エリア②：片山津、金明、湖北、作見、動橋、分校
 エリア③：山代、庄、勅使、東谷口、別所、山中温泉、河南、西谷、東谷
 共通エリア：加賀温泉駅周辺、国道 8 号沿線の一部等

○便数：各エリア 平日：11 便
 (エリア③は 2 コース) 土日祝：5 便
 ※他 エリア間を結ぶ横断便 平日：7 便

【キャンバス（生活バス路線）】

○運行企画：(株)まちづくり加賀
 ○経路：片山津・橋立循環線 (一)
 橋立・動橋線 (一)
 ○便数：片山津・橋立循環線 3 便
 橋立・動橋線 2 便
 ○運賃
 - 片山津・橋立循環線
 1 回乗車 300 円 8 回回数券 2,000 円
 1 ヶ月定期券 5,000 円 3 ヶ月定期 14,000 円
 - 橋立・動橋線
 1 回乗車 300 円 8 回回数券 2,000 円
 1 ヶ月定期券 4,000 円

【キャンバス（観光周遊路線）】

○運行企画：(株)まちづくり加賀
 ○経路：海まわり線 (一)、山まわり線 (一)、小松空港線 (一)
 ○便数：海まわり線、山まわり線 11 便、小松空港線 5 便
 ○運賃
 - 海まわり線、山まわり線、小松空港線
 1 日券 1,100 円 2 日券 1,300 円 11 回回数券 3,300 円
 空港アクセス券 550 円 ※一部減便・休止あり

(令和4年度) 地域公共交通の利用状況について

1 路線バス利用実績

(1) 加賀温泉バス

(単位: 人)

| 乗車人数 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|------|--|--|--|--|
| | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間計 | 1か月平均 | 昨年度比 | | | | |
| 温泉山中線 | 25,081 | 23,194 | 92.5% | 22,297 | 96.1% | 23,385 | 104.9% | 23,577 | 105.7% | 16,521 | 70.6% | 13,027 | 11,181 | 9,908 | 13,791 | 13,312 | 13,771 | 15,028 | 17,323 | 17,857 | 15,848 | 14,183 | 17,206 | 172,435 | 14,370 | 87.0% | | | | | |
| 温泉片山津線 | 2,717 | 3,452 | 127.1% | 3,957 | 114.6% | 4,112 | 103.9% | 4,561 | 115.3% | 3,127 | 76.0% | 2,470 | 2,133 | 1,907 | 2,707 | 2,663 | 2,769 | 3,026 | 3,371 | 3,513 | 3,126 | 2,749 | 3,324 | 33,758 | 2,813 | 90.0% | | | | | |
| 吉崎線 | 2,821 | 2,832 | 100.4% | 3,455 | 122.0% | 2,547 | 73.7% | 2,603 | 75.3% | 2,313 | 90.8% | 2,482 | 2,282 | 2,101 | 2,505 | 2,432 | 2,530 | 2,650 | 1,977 | 2,857 | 2,692 | 2,557 | 2,794 | 29,859 | 2,488 | 107.6% | | | | | |
| 山代大聖寺線 | 3,578 | 3,293 | 92.0% | 2,698 | 81.9% | 2,775 | 102.9% | 3,061 | 113.5% | 2,255 | 81.3% | 2,592 | 2,214 | 2,215 | 2,180 | 1,557 | 2,443 | 2,583 | 2,862 | 2,852 | 2,633 | 2,486 | 2,530 | 29,147 | 2,429 | 107.7% | | | | | |
| 温泉大聖寺線 | 1,881 | 2,387 | 126.9% | 2,070 | 86.7% | 2,179 | 105.3% | 1,612 | 77.9% | 1,127 | 51.7% | 928 | 832 | 712 | 954 | 895 | 983 | 1,088 | 1,200 | 1,238 | 1,058 | 939 | 1,115 | 11,942 | 995 | 88.3% | | | | | |
| 合計 | 36,078 | 35,158 | 97.4% | 34,477 | 98.1% | 34,998 | 101.5% | 35,414 | 102.7% | 25,343 | 72.4% | 21,499 | 18,642 | 16,843 | 22,137 | 20,859 | 22,496 | 24,375 | 26,733 | 28,317 | 25,357 | 22,914 | 26,969 | 277,141 | 23,095 | 91.1% | | | | | |

※ 昨年度比は、各年度の1か月平均を比較。

※ 小数点第一位又は第二位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

※ 温泉大聖寺線は、平成27年3月14日運行開始。

(2) キャンバス片山津・橋立循環線

(単位: 人)

| 乗車人数 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|-------|------|--------|--------|------|--------|-------|-------|--------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--------|---------|--|--|--|--|
| | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間計 | 1か月平均 | 昨年度比 | | | | |
| 片山津・橋立循環線 | 141 | 241 | | 425 | 176.3% | 647 | 152.2% | 605 | 93.5% | 599 | 93.5% | 689 | 786 | 1,035 | 759 | 369 | 784 | 909 | 762 | 726 | 696 | 592 | 350 | 8,457 | 705 | 117.7% | | | | | |
| 橋立動橋線 | | | | | | | | | | | | | 0 | 5 | 8 | 7 | 2 | 1 | 7 | 5 | 3 | 6 | 2 | 2 | 48 | 4 | #DIV/0! | | | | |

※ 昨年度比は、各年度の1か月平均を比較。

※ 小数点第一位又は第二位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 乗合タクシー利用実績

(単位: 人)

| 乗車人数 | 平成27年度 (H27.10月~) | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|------|---------|--|--|--|
| | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 1か月平均 | 1か月平均 | 昨年度比 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 期間計 | 1か月平均 | 昨年度比 | | | | |
| エリア① | 199 | 444 | 223.1% | 464 | 104.5% | 597 | 128.7% | 663 | 149.3% | 539 | 116.2% | 548 | 538 | 584 | 599 | 562 | 568 | 569 | 648 | 611 | 485 | 478 | 591 | 6,781 | 565 | 104.8% | | | | | |
| エリア② | 26 | 75 | 288.5% | 236 | 314.7% | 163 | 69.1% | 177 | 236.0% | 145 | 61.4% | 151 | 130 | 140 | 154 | 165 | 137 | 117 | 132 | 118 | 87 | 90 | 122 | 1,543 | 129 | 89.0% | | | | | |
| エリア③ | 71 | 353 | 497.2% | 443 | 125.5% | 539 | 121.7% | 535 | 151.6% | 427 | 96.4% | 520 | 412 | 511 | 493 | 493 | 542 | 510 | 547 | 565 | 527 | 504 | 604 | 6,228 | 519 | 121.5% | | | | | |
| エリア横断便 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 0 | 1 | 3 | 2 | 5 | 13 | 2 | #DIV/0! | | | |
| 合計 | 295 | 871 | 295.3% | 1143 | 131.2% | 1,299 | 113.6% | 1,375 | 157.9% | 1,111 | 97.2% | 1,219 | 1,080 | 1,235 | 1,246 | 1,220 | 1,247 | 1,198 | 1,327 | 1,295 | 1,102 | 1,074 | 1,322 | 14,565 | 1,214 | 109.3% | | | | | |

※ 昨年度比は、各年度の1か月平均を比較。

※ 小数点第一位又は第二位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

議事（1）

令和3年度加賀市地域公共交通活性化・再生協議会 事業報告及び歳入歳出決算について

令和3年度事業報告

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------|---|
| 1 バス教室実施 | <p>(1) 「路線バスふれあい体験教室」</p> <p>(2) 「路線バスふれあい体験教室～バスに乗って出かけよう!!～」</p> <p>参加校を募集したところ、錦城小学校から応募があり、4年生を対象として実施する予定で調整を進めた。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校の希望によりやむなく中止することとした。</p> <p>(事業費 0円 (2事業計))</p> |
| 2 公共交通利用促進パンフレット作成 | <p>路線バスや乗合タクシーの運行経路やダイヤなどを掲載したパンフレット「加賀市の公共交通ご利用ガイド」を作成し、市内の全世帯や3高校などに配布をして利用促進を図る目的で実施した。</p> <p>令和3年度は、乗合タクシーの増便、エリア横断便の新設が10月に行われたため、期中に修正版の作成も行った。</p> <p>(事業費 1,358,631円)</p> |
| 3 加賀市地域公共交通計画作成 | <p>改正地域公共交通活性化再生法施行により、計画策定の努力義務化にあわせて、計画の策定に協議会の主体的な関与が求められている。</p> <p>このことに基づいて協議会で計画案を策定した。</p> <p>令和4年3月28日令和3年度第5回協議会にて計画案を承認 (令和4年4月1日加賀市が策定、令和4年4月13日主務大臣に提出済)</p> <p>(事業費 2,739,000円)</p> |
| 4 加賀市乗合タクシ一回券販売代金取扱事務 | <p>市役所庁舎、各出張所で販売するチケット代金を取りまとめた。</p> <p>加賀市乗合タクシー回数券販売代金取扱事務手数料 [送金手数料が発生する場合のみ]</p> <p>(事業費 0円)</p> |
| 事業費計 | <p>その他事務費 [振込手数料(880円)、契約印紙購入費(1,000円)を含む]</p> <p>4,099,511円</p> |

令和3年度歳入歳出決算

(歳 入)

(単位 : 円)

| 科目 | 決算額 | 摘要 |
|--------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 1 繰越金 繰越金 | 0 0 | 前年度繰越金 |
| 2 負担金 負担金 | 2,162,011 | 加賀市負担金 |
| 3 補助金 補助金 | 1,937,500 1,369,500 568,000 | 国補助金（地域公共交通調査事業） 石川県補助金 |
| 4 諸収入 諸収入 | 9 9 | 預金利子 |
| 歳入計 | 4,099,520 | |

(歳 出)

(単位 : 円)

| 科目 | 決算額 | 摘要 |
|--------------|------------------------|--|
| 1 事業費 事業費 | 4,099,511 4,099,511 | バス教室実施費 0 公共交通利用促進パンフレット作成費 1,358,631 加賀市乗合タクシー回数券販売代金取扱事務手数料 0 加賀市地域公共交通計画作成費 2,739,000 その他事務費 計画作成事業契約に係る事務費（振込手数料・契約印紙購入費） 1,880 |
| 2 予備費 予備費 | 0 0 | |
| 歳出計 | 4,099,511 | |

歳入決算額 4,099,520 円 - 岁出決算額 4,099,511 円 = 差引残額 9 円

監 査 書

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会の令和3年度における歳入歳出に
係る会計諸帳簿について、厳正に監査した結果、その内容は適正なものと認
める。

令和4年 5月31日

監 事 加賀市会計管理者 奥村 喜代乃 印 

議事（2）

令和4年度加賀市地域公共交通活性化・再生協議会 事業計画及び歳入歳出予算について

令和4年度事業計画

（単位：千円）

| 事業名 | 予算額 | 概要 |
|------------------------|-------|--|
| 1 バス教室実施 | 82 | 小学校の児童を対象に、路線バスの乗り方や車内でのマナーを学び、また、実際に路線バスを利用して身近なお店へ出かける体験教室を実施する。 動橋小学校（予定）を候補としている。 |
| 2 公共交通利用促進パンフレット作成 | 1,340 | 市内の公共交通の運行経路やダイヤなどを掲載したパンフレットを作成し、全世帯や高校などに配付する。 |
| 3 公共交通利用促進事業 | 1,000 | 公共交通の利用促進のため、加賀市が整備した加賀 MaaS アプリを活用して公共交通事業者が販売するデジタル乗車券の販売促進を支援する。 |
| 4 大聖寺駅タクシーのりば看板整備事業 | 50 | タクシーの利用促進のため、関係するタクシー事業者の看板設置を支援する。 |
| 5 加賀市乗合タクシー回数券販売代金取扱事務 | 0 | 市窓口で販売した代金の取り扱いを協議会で受けることとしたもの。送金手数料が発生しない限り予算措置不要。 |
| 事業費計 | 2,472 | |

令和4年度歳入歳出予算

(歳 入)

(単位 : 千円)

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|--------------------|----------------|--------------|
| 1 負担金 負担金 | 1,431 1,431 | 加賀市負担金 1,431 |
| 2 補助金 補助金 | 1,040 1,040 | 石川県補助金 1,040 |
| 3 諸収入 諸収入 | 1 1 | 預金利子 |
| 4 前年度繰越金 前年度繰越金 | 0 0 | |
| 歳入計 | 2,472 | |

(歳 出)

(単位 : 千円)

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|--------------|----------------|---|
| 1 事業費 事業費 | 2,472 2,472 | バス教室実施費 82 公共交通利用促進パンフレット作成費 1,340 公共交通利用促進事業費 1,000 大聖寺駅タクシーのりば看板整備事業 50 加賀市乗合タクシー回数券販売代金取扱事務費 0 |
| 2 予備費 予備費 | 0 0 | |
| 歳出計 | 2,472 | |

キャンバスの路線の改定について

- 本資料は、キャンバスを運行する「まちづくり加賀」の構想する改定路線図(案)を示すものです。
- 路線・ダイヤは会議の審議及び関係者の同意を経て最終的に許可を受けるものです。
- 議事4で提示する地域フィーダー計画を提出する上で、必要な手続きとして議事3により改定の原案をご確認いただきます。
- 改めて修正案・運行便数・運賃をご提示し、日を改めてご審議いただきます。

キャンバスの再構築について

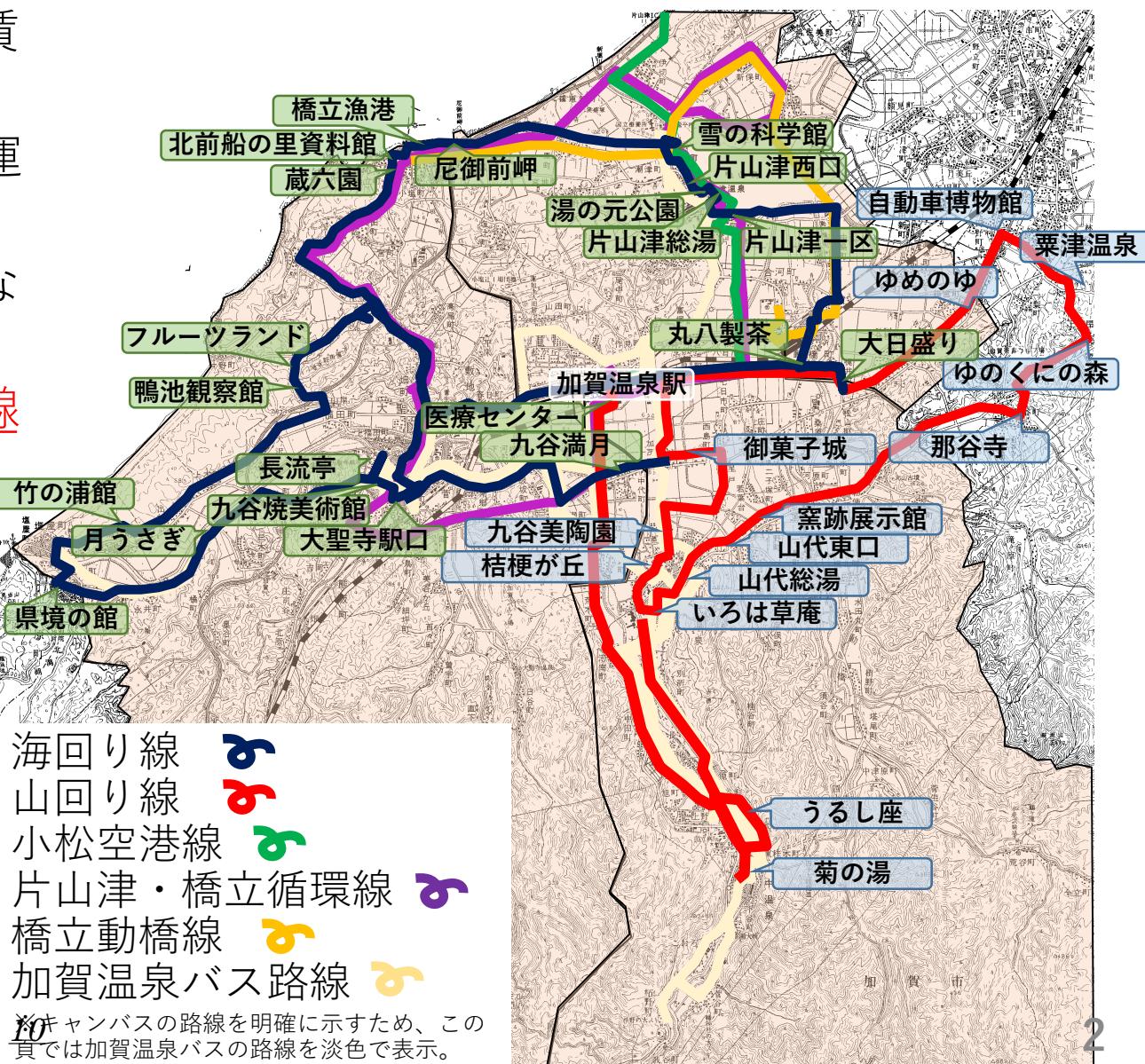
- ・「海回り線」、「山回り線」は観光路線として、運賃の他、施設の協力金を主な収益源として運行してきた。
- ・昨今の状況から、収入が激減し減便して4台中2台で運行しているがそれでも存続が厳しい状況。
- ・北鉄加賀バス路線との重複をなくし、観光客だけでなく市民が利用しやすい路線に再構築したい。
- ・路線を抜本的に改廃し、スリム化した生活兼観光路線とする。

(ポイント)

- ・海回り線、山回り線、空港線を大幅に変更
- ・周遊をやめ、加賀温泉駅を結節に往復で運行
- ・観光施設の停留所を絞り、生活交通を強化

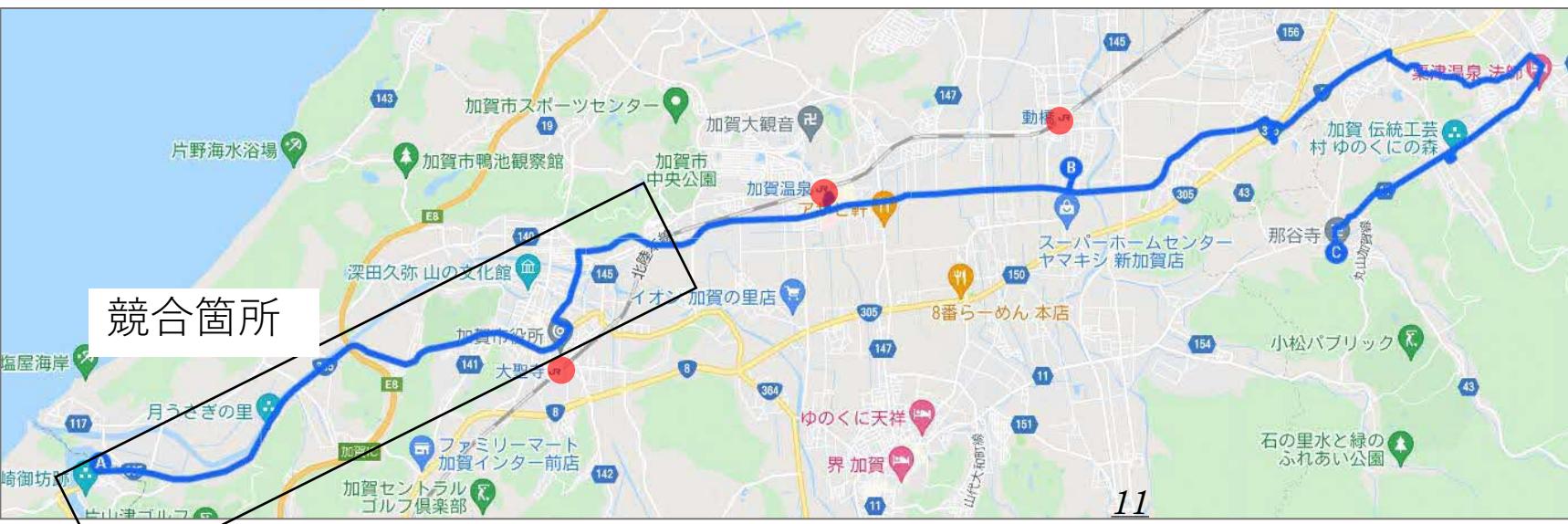
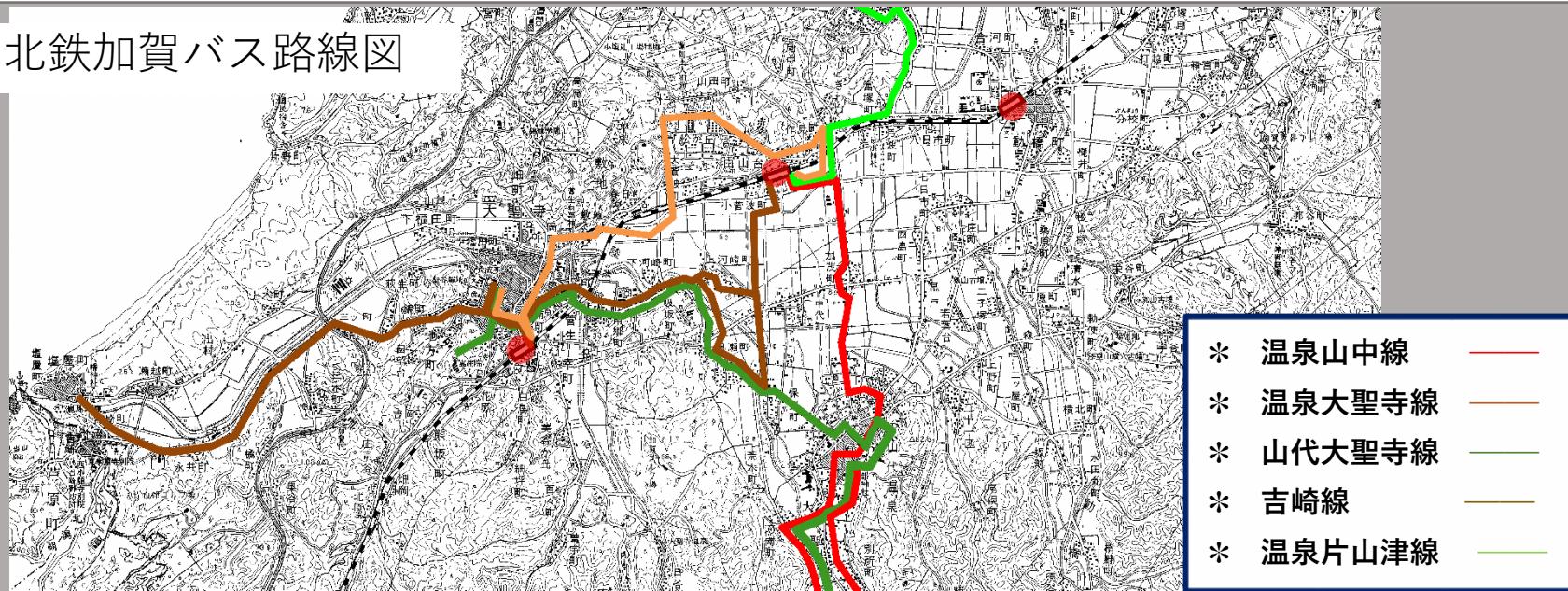
今までのように観光客の周遊は「キャンバス」と切り分けず、市民も観光客も温泉駅で「北鉄加賀バス」・「キャンバス」いずれかに乗車して各地にアクセスできるようにする

現行路線図（海回り線・山回り線のバス停を表示）



路線競合比較図【加賀越前線】

北鉄加賀バス路線図

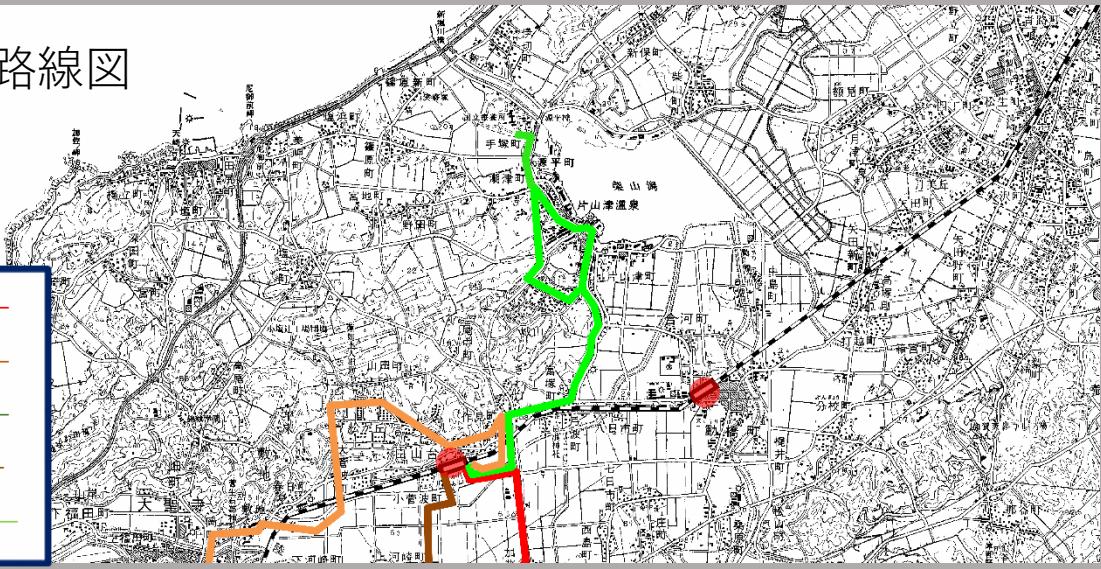


- * 「吉崎線」と「温泉大聖寺線」について一部路線重複がある。
- * 競合区間においては、運行時刻がかぶらないよう調整を進める。
- * 一方、当該区間は既存路線の運行本数が片道4又は5便と少なく、本系統の運行により利用者の利便性強化につながる。
- * 運賃は1日券1,100円、回数券11枚3,300円とし、従来と同じ。競合部分の運賃の調整については要相談。

路線競合比較図【加賀橋立線】

北鉄加賀バス路線図

- * 温泉山中線
- * 温泉大聖寺線
- * 山代大聖寺線
- * 吉崎線
- * 温泉片山津線

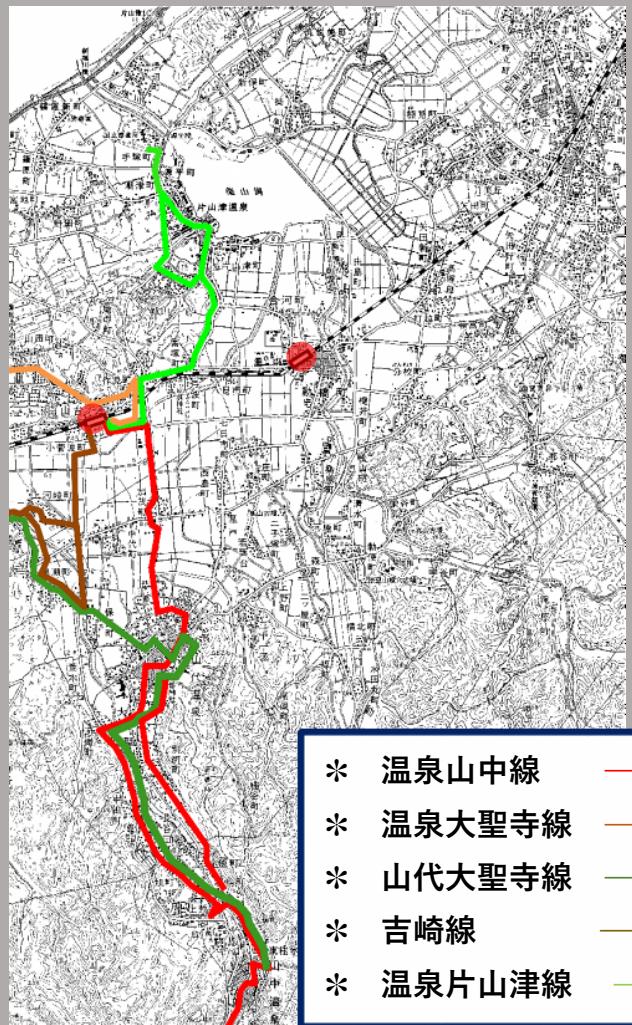


- * 基本的に競合は生じない。
- * 運賃は1日券1,100円、回数券11枚3,300円とし、従来と同じ。競合部分の運賃の調整については要相談。



路線競合比較図【温泉空港線】

北鉄加賀バス路線図



- * 「片山津線」と「温泉山中線」について一部路線重複がある。
- * 競合区間においては、運行時刻がかぶらないよう調整を進める。
- * また停車は、空港、温泉地、駅等に絞る方向で調整する。
- * 一方、本系統は小松空港と各温泉郷を連絡する路線として、既存路線に追加することで、二次交通の強化に資する。
- * 運賃は1日券1,100円、回数券11枚3,300円とし、従来と同じ。競合部分の運賃の調整については要相談。

議事（4）

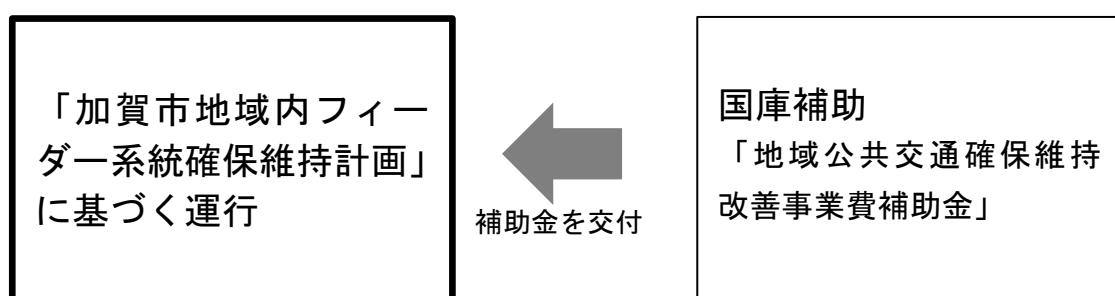
「加賀市地域内フィーダー系統確保維持計画」（案）について

地域間幹線である「温泉山中線」に連絡するフィーダー（支線）路線の要件を満たす路線について、協議会で「加賀市地域内フィーダー系統確保維持計画」を定め、各運行事業者が維持改善の取組を進めることで、国から運行の補助を受けることができます。

本年度の計画は次のページに定める内容としてよろしいでしょうか。

国庫補助制度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の第2条第1項第1号及び第2号で定める「加賀市地域内フィーダー系統確保維持計画」を次とおり定める。

上記「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の図



補助金の交付先は、補助対象路線を運行する乗合バス事業者となる。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月30日

（名称）加賀市地域公共交通活性化・再生協議会
会長 近藤 修司

| 生活交通確保維持改善計画の名称 |
|---|
| 加賀市地域内フィーダー系統確保維持計画(令和5年度～令和7年度) |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>加賀市においては、人口集中地域や病院・商業施設・学校等の生活関連施設が「多核分散」的に分布する中、JR北陸本線が3つの駅を置いて東西に横断し、また、生活路線バスが5路線で運行されている。</p> <p>平成28年4月の加賀温泉駅前での統合新病院（現 加賀市医療センター）開院に向けて、平成25年より市内の交通体系を見直し、新たな地域交通体系「KAGAあんしんネット」の構築を進めてきた。「KAGAあんしんネット」では、車を運転できない高齢者等の移動手段を確保するため、「幹線ネットワーク」としての生活路線バス及びJRの充実、「面的ネットワーク」としての乗合タクシーの運行、この2本柱で市内の交通体系を整えることとした。</p> <p>本市の公共交通については、市の玄関口となっている加賀温泉駅と山代・片山津・山中の3つの温泉地区を生活路線バス「温泉山中線（地域間幹線）」、「温泉片山津線（地域内フィーダー系統）」が結んでいる。平成27年3月には、「KAGAあんしんネット」に定める「幹線ネットワーク」の充実として、統合新病院への通院対応のため、「温泉大聖寺線（地域内フィーダー系統）」の新設と「吉崎線（地域内フィーダー系統）」の延伸を行った。官公庁施設や高校がある大聖寺地区へは「山代大聖寺線（地域内フィーダー系統）」も運行する。</p> <p>キャンバスは、「海まわり線」、「山まわり線」に加えて平成27年4月から「動橋・橋立循環線」（現「片山津・橋立循環線」）を運行し、また、「空港線（地域内フィーダー系統）」が小松空港と片山津温泉・加賀温泉駅を結び、地域住民の貴重な移動手段となっていることに加え、観光振興においても効果があるものとなっている。</p> <p>さらには、「KAGAあんしんネット」に定める「面的ネットワーク」として、平成27年10月からは、市が実施主体となる「加賀市乗合タクシー」の実証運行を、平成28年4月からは本格運行を市内全域で開始し、生活バス路線やキャンバスの路線から離れている空白域を解消し、市内いずれの地域においても公共交通による移動手段を確保した。</p> <p>しかし全国的に急速に進行する少子高齢化により、多極分散型の都市構造のために分散する本市の社会インフラの維持はより困難になってきており、市民の生活の質の低下が懸念されることから、スマートシティを目指して先端技術の活用を進めながら多角的に取り組んでいる。</p> <p>交通分野においては、令和元年にのりあい号の予約システムにより待ち時間を改善したほか、MaaSアプリの構築を進め、令和4年度これをサービス運用に移行することで、利便性強化のためのツールとして活用を進めていきたいと考えている。</p> <p>地域公共交通確保維持事業については、加賀市地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの維持・市民の利用環境の改善・観光客等の利用環境の充実・利用促進、情報発信について定めた4つの基本方針に沿って、交通のネットワークの維持改善及び利便性の強化に努め持続可能な地域公共交通を目指すものである。</p> |

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1便あたりの乗車人数を次のとおりとする。

| | |
|---------------|-----|
| 温泉山中線（1日42便） | 16人 |
| 温泉片山津線（1日10便） | 12人 |
| 山代大聖寺線（1日11便） | 8人 |
| 温泉大聖寺線（1日10便） | 5人 |
| 吉崎線（1日8便） | 11人 |
| キャンバス「加賀越前線」 | 8人 |
| キャンバス「加賀橋立線」 | 8人 |
| キャンバス「温泉空港線」 | 8人 |
| 加賀市乗合タクシー | |
| （1日8便×3エリア） | 5人 |

(2) 事業の効果

生活路線バスでは、地域間幹線としての「温泉山中線」、地域内フィーダー系統としての「温泉片山津線」、「山代大聖寺線」、「吉崎線」及び「温泉大聖寺線」を維持することにより、3温泉地区及び大聖寺・塩屋・作見地区における高齢者、中・高校生等の日常生活並びに来訪者の観光等での移動手段が確保される。

キャンバスの路線を大きく改め、地域住民が日常生活に利用できる路線として、「加賀越前線」「加賀橋立線」「温泉空港線」の3路線を運行する。このことにより、市民・観光客の移動手段が強化される。

「加賀市乗合タクシー」では、生活バス路線から離れている地域の高齢者等の移動手段が確保される。

これらの交通手段が結節することにより、効果的かつ効率的な地域交通体系を実現できるとともに、更には、人の流れが活発になることによる地域活性化の効果も生まれる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

集約型まちづくりを支える効率的な地域公共交通網の形成

(1)公共交通の持続的運営に向けた取組

- ・キャンバス路線を大幅に見直しし、新たな路線 3 路線をフィーダー系統地域路線として運行する（事業主体：日本海観光バス）。

(2)地域の実情等に応じた柔軟な運行

- ・模索、検討中につき記載なし

(3)公共交通間の接続改善

- ・公共交通間の円滑なダイヤ接続をめざし改善に努める。（各運行事業者）

新たな技術の導入による便利で快適な利用環境の整備

(1)MaaS 事業の推進

- ・MaaS アプリの導入及び普及（実施主体：加賀市、各運行事業者）

(2)デジタル活用による最適な利用環境の整備

- ・デジタルチケットの導入及び普及（実施主体：加賀市、各運行事業者）

(3)交通結節機能の強化

- ・模索、検討中につき記載なし

多様な来街者の周遊を促す利用環境の充実

(1)回遊性向上に向けた公共交通の見直し

- ・各路線バスが加賀温泉駅を結節とした送客の連携に努める（実施主体：北鉄加賀バス・日本海観光バス）

(2)加賀温泉駅における観光案内機能の強化

- ・模索、検討中につき記載なし

地域公共交通を使って支える風土づくり

(1)公共交通の情報発信の強化

- ・公共交通ご利用ガイドの更新（実施主体：協議会）

(2)幅広い世代の市民に向けた乗車機会拡大への取組

- ・運転免許証自主返納への乗合タクシーチケットの配布（実施主体：加賀市・加賀市交通安全協会）

(3)地域公共交通の事業者支援

- ・持続的な維持のため運行事業者への支援を行う。（実施主体：各行政機関）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統の概要及び運行予定者 表 1 のとおり

(2) 運行予定期間（国補助対象の期間）

令和 5 年度：令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

令和 6 年度：令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

令和 7 年度：令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

| |
|---|
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者 |
| 加賀市生活バス路線維持等対策事業補助金交付要綱に定める路線であって、維持を図る路線については、「(補助対象経常費用一運送収入、運送雑収入及び営業外収益)の80%」+「補助対象期間中の運行実績による平均乗車密度×補助対象期間中の片道運行回数×500円×20%×乗車密度改善係数×運行便数改善係数」の額から国庫及び県補助金を差し引いた差額分を市が負担している。(フィーダー路線:8路線) |
| 加賀市生活バス路線維持等対策事業補助金交付要綱に定める路線であって、実証運行を行う路線については、「経常費用一経常収益」の額から国及び県補助金を差し引いた差額分を市が負担している。 |
| その他の路線については「経常費用一経常収益」の額から国及び県補助金を差し引いた差額分を運行事業者が負担している。 |
| 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・北鉄加賀バス株式会社 ・日本海観光バス株式会社 |
| 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u> |
| 表5のとおり |

| | |
|--|---|
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | ※該当なし |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | <p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p> |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | ※該当なし |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | ※該当なし |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | <p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p> |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | ※該当なし |
| 20. 協議会の開催状況と主な議論 | 令和4年6月30日開催（令和3年度第1回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会） 事業内容及び地域内フィーダー系統確保維持計画等について協議・合意 |

21. 利用者等の意見の反映状況

- ▶ 平成 25 年から平成 28 年まで、統合新病院開院に向けて、市民の意見等を聞きながら市内の公共交通を見直し、新地域交通体系「K A G A あんしんネット」の構築を行った。平成 29 年度以降は各事業の改善を図っている。
 - ・路線バスの充実
 - ・乗合タクシーの運行
- ▶ 令和元年度における各事業の取り組み
(加賀温泉バス)
 - ・地域公共交通利用者等の意見を反映し、路線バスのダイヤや便数について調整した。
(キャンバス片山津・橋立循環線)
 - ・市が実施したバスロケーション情報の公開実験に協力し、利便性向上の効果測定を実施。
- ▶ 令和 2 年度における各事業の取り組み
(乗合タクシー)
 - ・インターネットによる予約受付を開始し、予約締切時刻を出発の 30 分前に短縮した。
 - ・同システムにより走行位置をインターネット経由で確認できるようにした。
 - ・利用者アンケートを実施し集計した。
- ▶ 令和 3 年度における各事業の取り組み
・上記 MaaS アプリの改修の他、公共交通計画の作成を行い、標本調査及び利用者アンケートを実施した。
- ▶ その他、地域公共交通利用者等の意見を反映した利用促進事業に取り組んでいる。
 - ・小学生を対象としたバス教室の実施
 - ・公共交通利用促進パンフレットの作成及び市内全世帯への配布

22. 協議会メンバーの構成員

| | |
|----------------|---|
| 関係都道府県 | 石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交通政策課 |
| 関係市区町村 | 加賀市政策戦略部スマートシティ課 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 北鉄加賀バス(株)、加賀第一交通(株)、(株)まちづくり加賀、全国自動車交通労働組合連合会石川ハイタク連合会 |
| 地方運輸局 | 北陸信越運輸局石川運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 学識経験者、石川県大聖寺警察署、加賀市区長会連合会、加賀市老人クラブ連合会、加賀市身体障害者福祉協会、加賀市観光交流機構、加賀市校長会、利用者代表、市内県立高校の代表 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地
(所 属) 加賀市政策戦略部スマートシティ課
(氏 名) 國立 昇平
(電 話) 0761-72-7831
(e-mail) koutsu@city.kaga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再編 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|------------|-----------------|--------|-------|------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|------------|-------------------------|-----------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準口で該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準二で該当する要件 (別表7のみ) |
| 加賀市 | 北鉄加賀バス(株) | (1) 温泉片山津線H | 加賀温泉駅 | 石川病院 | 加賀温泉駅 | 往 13.4km 「循環」 | 365日 | 3650回 | | 路線定期運行 | ① | 加賀温泉駅で地域間幹線系統 温泉山中線に結節 | ③ |
| | 北鉄加賀バス(株) | (2) 山代大聖寺線C | 山代温泉東口 | 上河崎 | 大聖寺駅前 | 往 6.4km 復 6.4km | 242日 | 363回 | | 路線定期運行 | ① | 山代温泉東口で地域間幹線系統 温泉山中線に結節 | ③ |
| | 北鉄加賀バス(株) | (3) 温泉大聖寺線A | 加賀温泉駅 | 大聖寺駅前 | かが温泉ロケーション | 往 9.6km 復 9.6km | 365日 | 1825回 | | 路線定期運行 | ① | 加賀温泉駅で地域間幹線系統 温泉山中線に結節 | ③ |
| | 北鉄加賀バス(株) | (4) 吉崎線 | 加賀温泉駅 | 大聖寺駅前 | 塩屋 | 往 14.0km 復 14.0km | 365日 | 1460回 | | 路線定期運行 | ① | 加賀温泉駅で地域間幹線系統 温泉山中線に結節 | ③ |
| | 日本海観光バス(株) | (5) キャンバス加賀越前線 | 那谷寺 | 加賀温泉駅 | 蓮如上人記念館 | 往 26.3km 復 26.3km | 365日 | 1825回 | | 路線定期運行 | ① | 加賀温泉駅で地域間幹線系統 温泉山中線に結節 | ③ |
| | 日本海観光バス(株) | (6) キャンバス加賀橋立線 | 加賀温泉駅 | 橋立漁港 | 加賀温泉駅 | 往 22.8km 復 22.8km | 365日 | 1095回 | | 路線定期運行 | ① | 加賀温泉駅で地域間幹線系統 温泉山中線に結節 | ③ |
| | 日本海観光バス(株) | (7) キャンバス温泉空港線 | 小松空港 | 加賀温泉駅 | 山中温泉駅 | 往 28.2km 復 28.2km | 365日 | 1825回 | | 路線定期運行 | ① | 加賀温泉駅で地域間幹線系統 温泉山中線に結節 | ③ |

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 加賀市 |
|-------|-----|

| (単位:人) | |
|----------|-------|
| | 人 口 |
| 人口集中地区以外 | 50443 |
| 交通不便地域 | 9574 |

交通不便地域の内訳

| 人 口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|-------------------|------|
| 7,207 | 山中温泉区 | 過疎地域 |
| 3,351 | 三谷村、東谷口村、西谷村、東谷奥村 | 山村振興 |
| 984 | (重複) | |
| | | |

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 算定式適用開始年度 |
|-------------|----------|-----------|
| 加賀市地域公共交通計画 | 令和4年4月1日 | 令和5年度 |
| | | |

(※参考)

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|------|-----|---------|
| | | |

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2))(実施要領の2. (1)⑯))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出表(令和4年10月～令和5年9月)

| 自治体名 | 加賀市 | | 事業者名 | 北鉄加賀バス株式会社 | | 申請番号 | 1 | 運行系統名 | 温泉片山津線H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 計画実車キロ | | | | | | | |
|-------------|---------|----|-----------|------------|----|--------|------|--------|---------|--------|----------|--------|----|--------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|------|-----|----|--|--------|--|--|--|--|--|--|------------|
| 系統キロ程(往路) | 13.4 km | | 系統キロ程(復路) | km | | 循環系統の別 | 循環系統 | 計画運行日数 | 365日 | 計画運行回数 | 3,650.0回 | 実績運行日数 | 日 | 実績運行回数 | 0.0回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 48,910.0km |
| :土曜 :日曜 :祝日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| R4年 10月 | 曜日 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 310 | 310 | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 曜日 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 300 | 610 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 曜日 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 310 | 920 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| R5年 1月 | 曜日 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 310 | 1230 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 2月 | 曜日 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | | 月計 | 累計 | | | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 280 | 1510 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 曜日 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | | 月計 | 累計 | | | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 310 | 1820 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 曜日 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 300 | 2120 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 5月 | 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 310 | 2430 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 曜日 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 300 | 2730 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 7月 | 曜日 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 月計 | 累計 | | | | | | | | | |
| | 計画運行回数 | 往路 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 310 | 3040 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 実績運行回数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 8月 | 曜日 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出手表(令和4年10月～令和5年9月)

◆地域公共交通計画又は生活交通確保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改修計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ記載すること

◆地域公共交通計画又は都市交通確保保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

「由ゆき葉」運行系統(「系統七口(往復)」「系統七口(循環)」の運)について、認定された地域ハブ公共交通計画又は生存交通確保改修計画(地域内ノイダー・系統確保持計画)に認定されたおおむね軸とする二

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交

2. 計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出表(令和4年10月～令和5年9月)

◆地域公共交通計画又は生活交通確保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改修計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統干渉程度(往復)
2. 各月については計画回数のみ記載すること

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」(運行系略名)「系統キロ程(往復)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改修計画(地域内フィーダー系統確保計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 社員運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が緑色で表示される。

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出表(令和4年10月～令和5年9月)

◆地域公共交通計画又は生活交通確保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改修計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ記載すること

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」(運行系略名)「系統キロ程(往復)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改修計画(地域内フィーダー系統確保計画)に記載されたとおり転載すること。

1.「申請番号」「運行系統名」「系統十号程(往路)」「系統十号程(後路)」の欄については、認定された地域公共交通計画による記入とする。

2. 計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出表(令和4年10月～令和5年9月)

◆地域公共交通計画又は生活交通確保保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ記載すること

◆地域公共交通計画又は生活交通確保保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出手表(令和4年10月～令和5年9月)

◆地域公共交通計画又は生活交通確保保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ記載すること

◆地域公共交通計画又は生活交通確保保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出表(令和4年10月～令和5年9月)

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保特計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ記載すること

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改修計画(地域内フィーダー系統確保持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 社画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

新モビリティサービス推進事業
[キャッシュレスサービス導入支援事業]
成果物写真等一覧

令和4年3月31日
加賀市スマートシティ課

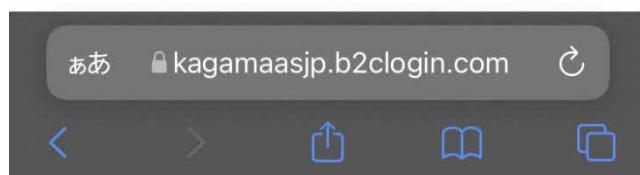


電話番号またはメールアドレスでサインインする

電話番号またはメールアドレス

サインイン

アカウントをお持ちでない場合 電話 または 電子メールでサインアップする



[アプリ初期画面]



[カード登録]
チケット購入から登録へ
33

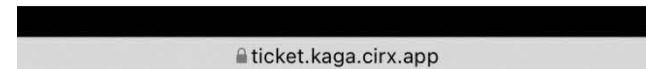


01 / 26

CVC

CVC

登録



[カード登録]
上記のように各項目入力
(上記はデータはダミーです)

<戻る

チケット一覧

-  【北鉄加賀バス】 加賀市中心エリア
ア1日フリーパスチケット
-  【検証用】 フリーパスチケット
-  【のりあい号】 1日フリーパスチケット
-  【キャン・バス】 1日フリーパスチケット
-  【事業者共通】 加賀市1日フリーパスチケット



ticket.kaga.cirx.app

[チケット一覧]
各事業者ごとのチケット及び
共通チケット

<戻る

チケットの購入



チケットを選択してください

【事業者共通】 加賀市1日フリーパスチケット

3,000円

購入する

[特定商取引に基づく表示](#)

ticket.kaga.cirx.app

[共通チケット購入画面]

<戻る

チケットの購入



チケットを選択してください

【北鉄加賀バス】 加賀市中心エリア1日フリーパスチケット

600円

購入する

ticket.kaga.cirx.app

[1事業者チケット購入画面]

<戻る

チケット詳細

加賀市内の公共交通を自由に利用できるフリー
パスです。チケットを有効にしたその日の最終
便まで利用できます。チケットの内容に関する
連絡は北鉄加賀バス株式会社加賀営業所（0761-
77-3080）へお問い合わせください。

利用可能なエリア

- 北鉄加賀バス - のりあい号 - キャン・バス及
び循環線

チケットの利用方法

バス・のりあい号に乗車する際にチケット画面
の「乗車する」、降車する際に「降車する」を
押し、その後に表示されるチケット確認画面を
乗務員へ提示してください。

次へ

[特定商取引に基づく表示](#)

ticket.kaga.cirx.app

[チケット詳細]

<戻る

購入枚数の選択

【北鉄加賀バス】加賀市中心エリア1日フリー
パスチケット

購入枚数

600円

⊖ 1 +

- ・大人：中学生以上 小児：小学生
- ・一度に使用する分をご購入ください。

支払い金額

合計金額

600円（税込）

次へ

[特定商取引に基づく表示](#)

ticket.kaga.cirx.app

[チケット枚数選択]

<戻る

内容確認

ご購入チケット名

【北鉄加賀バス】加賀市中心エリア1日フリー
パスチケット

購入枚数

600円/枚×1

合計金額

600円

使用期限

30日間（購入日含む）

お支払い

[特定商取引に基づく表示](#)

ticket.kaga.cirx.app

[支払い確定画面]

チケットの利用が可能になりました。
購入済みチケット表示画面でご確認ください。

OK



[購入後遷移]

<戻る

使用前

使用中

履歴

【北鉄加賀バス】加賀市中心エリア1日フリー PASチケット

購入日：2022年4月6日

使用期限：2022年5月6日 23:59

購入枚数：1枚

チケットを表示する



[チケットの使用(有効化)]
使用前タブにある購入済み
チケットを有効化

<戻る

チケット

geography

【北鉄加賀バス】加賀市中心エリア1日フリー
PASチケット

チケット内容

使用期限

2022年5月6日 23:59

利用期間

有効にした当日中

利用期限

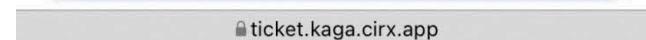
2022年4月6日 23:59

人数

1枚

乗車する直前にこのボタンを押してください

乗車する



[乗車に際しての操作]
乗車時には乗車ボタンを押
す

<戻る



[降車に際しての操作]
降車時には降車ボタンを押す



[降車確認]

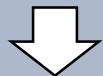


[乗務員確認画面]
降車の際に画面を運転手に提示。「ご乗
車ありがとうございます」の文字はアニ
メーションでスクリーンショットによる不
正を防止。

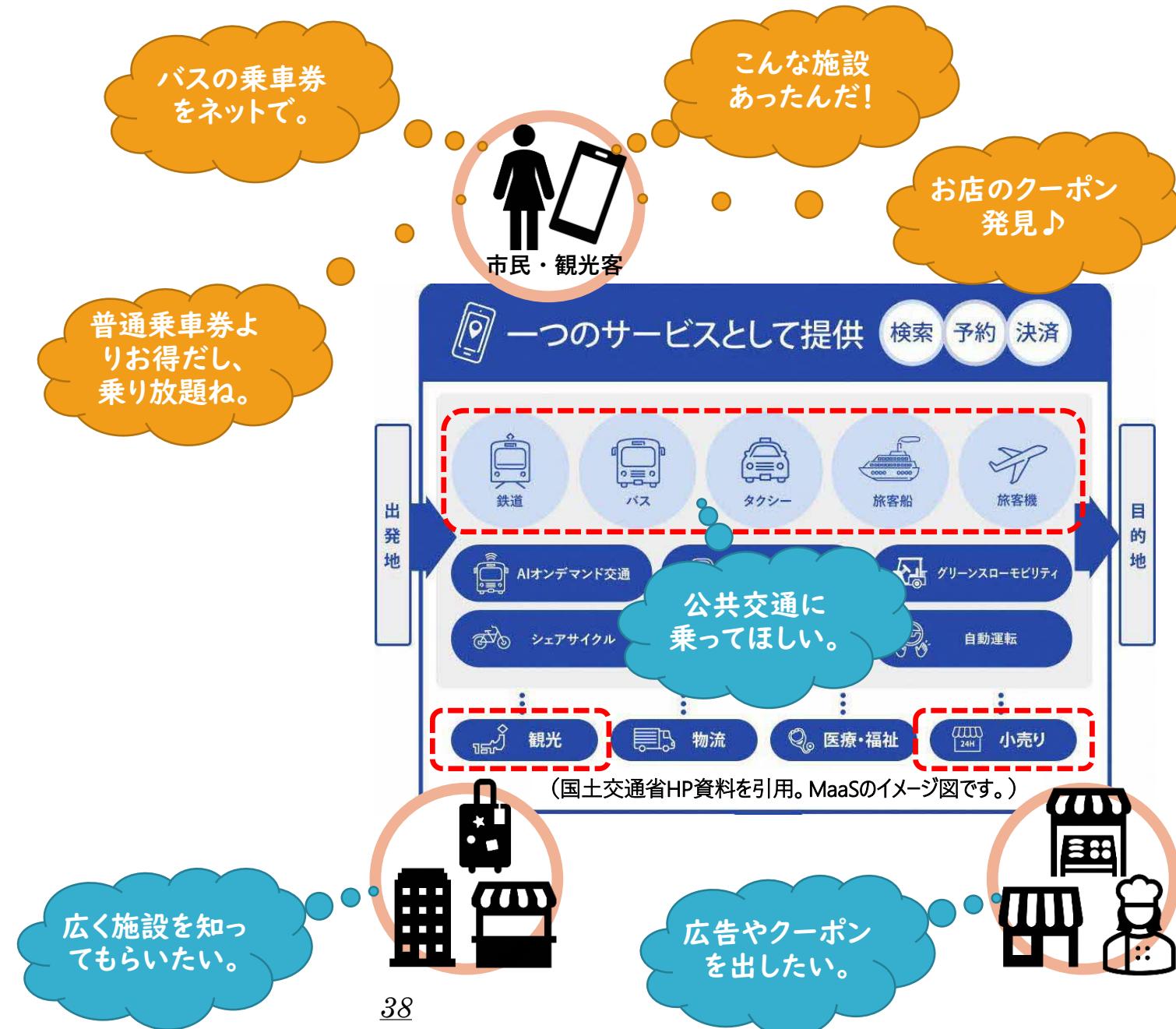
「MaaS(公共交通)アプリ」って?

「北鉄加賀バス」「キャンバス」「のりあい号」を使いやくするアプリです。

- ◆ 割引乗車券(1日バス)を購入できます
- ◆ ダイヤ・乗り換えが検索できます
- ◆ のりあい号をインターネットで予約できます
- ◆ お店や施設の営業時間や場所が検索できます
- ◆ お店や施設の割引クーポンを取得できます



利用の方法(無料)は
次のページをご参考ください。



報告

加賀市地域公共交通会議設置要綱の改正について

地域公共交通会議は市長が主宰する会議体で、その要綱は市が定めるものです。

令和3年度3月の加賀市議会において、加賀市附属機関設置条例が可決され施行されました。附属機関とは審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を指します。

交通会議は地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項について協議及び審議する機関でありますので、附属機関に該当します。

従いまして、加賀市附属機関設置条例が制定されたことにより、加賀市地域公共交通会議設置要綱も一部改正されましたのでご報告いたします。

なお、附属機関の委員は条例の規定により報酬をお支払いします。但し、行政機関の職員又はそれに類する方、議事事項に利害関係が生じうる関係者（事業者）の方は除きます。

加賀市地域公共交通会議設置要綱

平成19年1月29日

告示第2号

改正 平成23年6月9日告示第173号

平成24年11月5日告示第211号

令和4年4月1日告示第33号

(設置)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項について協議及び審議するため、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに加賀市附属機関設置条例(令和4年加賀市条例第1号)第2条第1項及び別表第1項の規定に基づき加賀市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域の公共交通について必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、市長が主宰する。

- 2 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市長又はその指名する職員
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 市民団体の代表者
 - (4) 公募による市民
 - (5) 市内の公共交通機関を利用する者
 - (6) 北陸信越運輸局石川運輸支局長又はその指名する職員
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (8) 石川県知事又はその指名する職員
 - (9) 石川県警察の警察官

- (10) 学識経験を有する者
- (11) 商工観光関係団体の代表者
- (13) 加賀市校長会の代表者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 交通会議に、特別の事項を協議又は審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に關係する者のうちから適當と認める者を市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を總理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、交通会議の会議の議長となる。
- 3 交通会議は、委員及び臨時委員(当該臨時委員の委嘱に係る特別な事項を協議又は審議する場合に限る。次項及び第5項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 交通会議において協議又は審議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、会長は書面により委員及び臨時委員に可否の意見を求めて交通会議の議決にかえることができる。
- 6 交通会議は、会議で協議又は審議した内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 交通会議は、協議又は審議のため必要があると認めるときは、協議又は審議する事項に関する者に対し会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項については、関係する者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その者が委員又は臨時委員でなくなった後も、同様とする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、交通政策担当課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成19年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、平成19年5月31日までに委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成23年6月9日告示第173号)

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年11月5日告示第211号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第33号)

この告示は、公表の日から施行する。

加賀市地域公共交通会議について

加賀市地域公共交通会議

【設置根拠】道路運送法及び同法施行規則（2ページ参照）

加賀市地域公共交通会議設置要綱（3ページ参照）

【主宰】 加賀市長

【構成員】

- ・加賀市
- ・一般旅客自動車運送事業者
- ・市民団体
- ・公募市民
- ・公共交通利用者
- ・商工観光団体
- ・石川運輸支局
- ・石川県
- ・石川県警察
- ・学識経験者
- ・市校長会
- （・その他必要と認める者）

※構成員の範囲は、道路運送法施行規則及び会議設置要綱で規定

【目的】 地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項について協議及び審議するため設置する。（地域の意思決定の場になることもある。）

- ・地域公共交通の充実に向けた方針や方策の審議
- ・乗合旅客運送の態様、サービス水準、運賃等に関する事項の協議
- ・地域公共交通基本計画の策定審議
- ・その他地域公共交通に関し必要な協議及び審議

事業者へ委託することになった場合

道運法第4条に基づく
乗合事業者による運送
(旧第21条コミュニティバス等含む。)
<事業許可又は事業計画変更認可>

事業者によることが困難な場合

道運法第79条に基づく
自家用自動車による有償運送
(市町村運営バス)
<登録（更新制）>

- 運賃認可の届出化
- 道路管理者、警察への意見照会の簡便化
- 標準処理期間の短縮
 - ・路線変更認可の迅速化、等

- 輸送の安全、利便の確保
 - ・一定の講習の修了（運転者）
 - ・運行管理体制、事故処理体制
 - ・運送の対価の掲示義務、等
- 事後チェック
 - ・事業改善命令、行政処分、等

○道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）抜粋

（法第九条第四項 の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項 の合意しているときとは、同項 の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）において協議が調つているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

加賀市告示第2号

加賀市地域公共交通会議設置要綱を次のように定める。

平成19年1月29日

加賀市長 大 幸 甚

加賀市地域公共交通会議設置要綱

平成19年1月29日
告示第2号

(設置)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項について協議及び審議するため、道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき加賀市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域の公共交通について必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、市長が主宰する。

- 2 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。
- 3 委員は次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民

- (5) 市内の公共交通機関を利用する者
- (6) 北陸信越運輸局石川運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 石川県知事又はその指名する職員
- (9) 石川県警察の警察官
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 商工観光関係団体の代表者
- (13) 加賀市校長会の代表者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 交通会議に、特別の事項を協議又は審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する者のうちから適當と認める者を市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、交通会議の会議の議長となる。
- 3 交通会議は、委員及び臨時委員(当該臨時委員の委嘱に係る特別な事項を協議又

は審議する場合に限る。次項及び第5項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 交通会議において協議又は審議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、会長は書面により委員及び臨時委員に可否の意見を求めて交通会議の議決にかかることができる。

6 交通会議は、会議で協議又は審議した内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 交通会議は、協議又は審議のため必要があると認めるときは、協議又は審議する事項に関する者に対し会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項については、関係する者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その者が委員又は臨時委員でなくなった後も、同様とする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、交通政策担当課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成19年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、平成19年5月31日までに委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成23年6月9日告示第173号）

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年11月5日告示第211号）

この告示は、公表の日から施行する。

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、加賀市地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地 加賀市役所内に置く。

(所掌業務)

第3条 協議会の所掌業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の公共交通について必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命したものを持って組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者その他連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 市内の公共交通機関を利用する者
- (6) 北陸信越運輸局石川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
- (8) 石川県知事又はその指名する者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 商工観光関係団体の代表者
- (11) 加賀市校長会の代表者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、市交通・運輸政策担当部局に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（専門部会）

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的に調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（秘密の保持）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

（経費の負担）

第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 前3号に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを決算する。

（委任）

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成20年3月27日から施行する。